

## 市民農園の利用を辞退されるみなさまへ

1. 利用辞退する月の末日までに区画の片付け・整地をし、「東久留米市市民農園利用辞退届」を産業政策課に提出して下さい。

農園の会への報告、市への電話連絡だけでは辞退の届け出は完了しません。

2. 区画の片付け・整地について

- ご自身の区画に残っている野菜、野菜くず、雑草、ごみ、農機具、支柱等の全ての私物を撤去してください。必ず自宅へ持ち帰り処分してください。
- 農園内にある私物も全て持ち帰ってください。
- 次の方がすぐに利用しますので、区画内への野菜くず等の埋め込みはせず、必ず自宅へ持ち帰り処分してください。
- 次に利用される方が気持ちよく始められるように、除草・耕うんして整地をしてください。

3. 整地

下の写真のように区画内を耕うんし、整地してください。



4. 片付けが終了しましたら産業政策課農政係まで連絡ください。  
産業政策課の職員が区画を現地確認し、特に問題がなければ終了となります。  
原状回復がされていない場合は、再度原状回復を勧告します。

産業政策課農政係 042-470-7743(直通)